

草津市職員採用試験

(産前産後休暇・育児休業代替職員【生活支援課:社会福祉士】)

受 験 案 内

市の職員が産前・産後休暇、育児休業を取得する期間中、その代替となる職員を下記のとおり募集します。

～産前産後休暇・育児休業代替職員について～

職員の産前・産後休暇、育児休業の取得期間に応じて、下記のいずれかの職員として任用されます。

①職員の産前・産後休暇期間に任用される場合

産前産後休暇代替任期付職員

- ◆正規職員の産前・産後休暇期間中（約4か月間）に、任用（採用）されます。
- ◆任期が定められていること以外、基本的には一般の正規職員と同等の職務内容、勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服务等）となります。

②職員の育児休業期間に任用される場合

育児休業代替任期付職員

- ◆正規職員の育児休業期間中（3年未満）の代替職員として、任期を定めて任用（採用）されます。
- ◆任期が定められていること以外、基本的には一般の正規職員と同等の職務内容、勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服务等）となります。
※ただし、育児休業および育児短時間勤務を取得することはできません。
- ◆任期は原則として、6か月以上3年未満で、職員の育児休業期間に応じて決定します。
※なお、休業期間の延長・短縮により、任期途中に任用期間が変更になることがあります。
- ◆職員の人事異動に伴い、配属部署が変更になる場合があります。

※「産前産後休暇代替任期付職員」として任用され、その勤務を良好な成績で遂行した場合には、引き続き「育児休業代替任期付職員」として採用されます。

1 採用職種・試験実施時期等

採用職種	試験内容	試験日程
産前産後休暇・育児休業代替職員（※） 【生活支援課:社会福祉士】	（筆記試験）作文試験 （面接試験）個人面接	申し込みを受付次第、随時試験を行います。 また試験日については、受付後連絡します。 ※採用候補者が決定次第、受付を終了します。

2 採用予定人員および職務内容

採用予定人員	職務内容
1名	担当地域のケースワーク業務（相談支援、訪問調査活動、生活保護費の算定）および関連する行政事務

※合格基準に満たない場合は、合格者なしとする場合があります。

3 受験資格

採用職種	受験資格
産前産後休暇・育児休業代替職員 【生活支援課 社会福祉士】	社会福祉士の資格を有する人

ただし、次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 草津市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成しまたはこれに加入した人

※日本国籍を有しない人も受験できます。ただし、採用時に当該業務に従事可能な在留資格がない場合は採用されません。なお、任用される職務には一部制限があります。

なお、受験にあたって配慮を要する場合は、申込受付期間中に草津市役所総合政策部職員課まで御連絡ください。

4 任用期間および勤務場所

任用期間	勤務場所
①職員の産前・産後休暇期間に任用される場合 ・産前産後休暇代替任期付職員の任用期間 <u>令和7年5月11日から令和7年7月上旬まで</u> なお、産前産後休暇代替任期付職員として採用され、引き続き育児休業代替任期付職員として採用された場合には、下記②の任用期間に変更となります。	健康福祉部 生活支援課
②職員の育児休業期間に任用される場合 ・育児休業代替任期付職員の任用期間 <u>令和7年7月上旬以降の採用日（※）から育児休業の終了日まで</u> 採用日（※）に応じて、上記の任用期間を適用します。	

5 給与・勤務条件など

勤務時間	・原則として月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで ・1週あたり38時間45分、1日あたり7時間45分勤務 ・休憩時間 1時間 ・週休2日制
服 務	正規職員と同様に地方公務員法の規定が適用され、秘密を守る義務、営利企業等の従事制限、政治的行為の制限、分限処分など地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。
給 料	（参考） 月額：245,000円程度（地域手当を含む） ・採用時の前歴等に応じて条例の定めるところにより決定します。 ・条例等の改正により、変更となる場合があります。

休 暇 等	年次有給休暇等は、草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき付与します。 ただし、育児休業代替任期付職員として任用される期間については、育児休業の取得および育児短時間勤務をすることはできません。
通 勤 手 当	上限：１５０，０００円（１か月あたり） ・本市職員の基準に基づき支給します。
期 末 勤 勉 手 当	本市職員の基準に基づき支給します。
そ の 他 の 手 当	扶養手当、住居手当、時間外勤務手当等を支給します。
福 利 厚 生 等	・健康診断、健康相談などを実施しています。 ・職員の相互共済および福利増進を目的とした草津市職員互助会に加入していただきます。 ・年金および健康保険については、滋賀県市町村職員共済組合に加入していただきます。 ・地方公務員災害補償法が適用されます。 ・雇用保険は加入できません。

6 申込方法

○直接持参または郵送でのみ受験申込み可能

(1) 受付期間、方法、提出先

受付期間	随時 月曜日から金曜日までの午前８時３０分から午後５時１５分まで (土・日・祝日は除く)
受付方法および提出先	持参の場合 草津市役所総合政策部職員課（市庁舎７階）まで必要書類を提出してください。 郵送の場合 封筒に「産前産後休暇・育児休業代替職員採用試験（生活支援課社会福祉士）申込」と朱書きし、返信用封筒（長形３号封筒＝２３．５ｃｍ×１２ｃｍに３２０円切手を貼り、宛先を明記したもの）を同封のうえ、草津市役所総合政策部職員課へ郵送してください。（受験票を特定記録郵便で返送いたします。）

(2) 提出書類

- ① 申込書
- ② エントリーシート
- ③ 受験票

※申込に必要な書類〔①申込書 ②エントリーシート ③受験票〕は、[市ホームページからダウンロード](#)（いずれもＡ４判の白紙に片面印刷すること）する他、草津市役所総合政策部職員課でも交付します。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「産前産後休暇・育児休業代替職員採用試験（生活支援課社会福祉士）申込書請求」と朱書きし、返信用封筒（角形２号封筒＝３３ｃｍ×２４ｃｍに１４０円切手を貼り、宛先を明記したもの）を同封してください。

7 試験時の注意

- (1) 受験票を持参しないと、受験できない場合があります。
- (2) 筆記用具（ＨＢの鉛筆等および消ゴム）を持参してください。

8 試験について

方 法	内 容
作文試験	指定された内容を作文用紙に記入する作文試験を行います。 ※作文のテーマについては、試験当日に指示します。
口述試験	個人面接による試験を行います。

9 試験結果の開示

電話等による請求では開示できませんので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を持参の上、次の開示受付期間中の午前8時30分から午後5時15分までの間に、草津市役所総合政策部職員課までお越しください。（ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日は受付しておりません。）

なお、各試験種目には、それぞれ合格基準があり、基準に達しない場合は、不合格となります。したがって、得点が上位であっても不合格となる場合があります。

・ 開示場所 草津市役所 総合政策部 職員課（市庁舎7階）

試 験	開示請求できる者	開示内容	開示受付期間
作文試験 口述試験	試験受験者	試験の合計点および順位	試験合格発表の日から1か月間

10 個人情報の取扱い

受験に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用試験において取得した個人情報は、採用試験および採用に関する事務以外の目的では使用しません。

11 問い合わせ先等

◆草津市役所 総合政策部 職員課（市庁舎7階）

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号 電話 077-561-2314

◆草津市職員採用試験情報

草津市ホームページ <https://www.city.kusatsu.shiga.jp/shisei/saiyo/index.html>

（下記の二次元コードからもアクセスできます）



草津市 採用

【試験会場案内図】



(交通手段)

- 徒歩 ◆ JR草津駅下車、東口より徒歩約15分
- バス ◆ 近江鉄道バス「おば川新橋」「市役所前」下車
◆ 帝産湖南交通バス「伯母川新橋」「市役所前」下車